

# 明日に向かって



社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院へ  
岡山少年院（有生塾）

# 岡山少年院とは

少年院は、少年法第24条第1項第3号の保護処分の執行を受ける者、同法第64条第1項第3号の保護処分の執行を受ける者、同法第64条第1項第2号の保護処分を受け、かつ同法66条第1項の規定による決定を受ける者その他法令の規定により少年院に收容すべきこととされる者を收容し、その特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的として設置される法務省所管の施設です。

岡山少年院は、中国・四国9県及び近畿2府県の家庭裁判所で第1種少年院送致決定のあった男子少年及び主に岡山県、鳥取県で第5種少年院收容決定のあった男子少年を收容している施設です。

対象者には、次の矯正教育課程が指定されます。

## ○社会適応課程Ⅱ（A2）

義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの

## ○支援教育課程Ⅱ（N2）

情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの

## ○保護観察復帰指導課程Ⅰ（P1）

保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者のうち、その者の持つ問題性が比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの

## ○保護観察復帰指導課程Ⅱ（P2）

保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要するもの



## 岡山少年院のあゆみ

- 昭和28年 1月 岡山県下官民一体による岡山少年院誘致同盟結成
- 昭和31年 4月 法務省設置法の一部を改正する法律により、現在地に設置
- 昭和32年10月 収容開始、岡山県・島根県・鳥取県の少年を収容する初等・中等少年院に指定
- 昭和33年 2月 施設新営工事竣工
- 昭和52年 3月 中国・四国地方の少年を収容する中等・特別少年院に指定
- 平成9年10月 生活訓練課程（G3）の収容施設に指定
- 平成12年 4月 施設の全体改築工事着工（収容定員100名）
- 平成13年 3月 庁舎棟、教育棟、寮舎及び職員宿舎竣工
- 平成15年 3月 体育館、家庭寮等竣工
- 平成25年 1月 特別少年院収容区分変更により収容の停止
- 平成25年 6月 特殊教育課程（H2）の収容施設に指定
- 平成27年 6月 少年院法（平成26年法律第58号）の施行により第1種少年院に指定され、実施すべき矯正教育課程として、社会適応課程Ⅱ（A2）、支援教育課程Ⅱ（N2）の指定を受ける。
- 令和4年 4月 第5種少年院に指定され、実施すべき矯正教育課程として、保護観察復帰指導課程Ⅰ（P1）、同課程Ⅱ（P2）の指定を受ける。



## 教育の方針と流れ

岡山少年院における施設教育方針は、次のとおりです。

- 一人ひとりに合わせた教育
- 人間的な触れ合いを基盤とした教育
- 自覚を高め、内面的な成長を促す教育

標準の教育期間は、11か月ですが、家庭裁判所の処遇勧告等により、個人ごとに設定期間や教育目標は異なります。教育の流れは、次のとおりです。

- 3級（おおむね2か月） 少年院での基本的な生活の仕方を理解し、決まりを守って生活する心構えを身に付けさせる指導  
（基本的生活訓練、職業生活設計指導、集団行動訓練など）
- 2級（おおむね6か月） 本人の問題性等に目を向けさせるとともに、その改善に向けた意欲を喚起し、自発的に取り組んでいくよう促す指導  
（特定生活指導、職業能力開発指導、問題行動指導など）
- 1級（おおむね3か月） 処遇の最高段階であることを踏まえた、自主、自律及び協同の精神の一層の涵養並びに円滑な社会復帰に結び付ける指導  
（進路指導、就労支援、保護関係調整指導など）

全期間を通じて、日記・面接等の個別指導と集団寮及び職業指導での役割活動、季節ごとの全体行事が組み込まれ、規則正しい生活を送ります。



玄関風景



寮舎風景

## 教育活動のいろいろ

少年院の矯正教育は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導の五つを内容としています。

岡山少年院の主な教育活動は、次のとおりです。

### 生活指導

基本的な生活態度を身に付けたり、健全なものの方、考え方及び行動の仕方を身に付けるため、面接、内省、課題作文、日記指導、集会、被害者心情理解指導、薬物非行防止指導、成年社会参画指導などの特定生活指導、進路指導等を実施しています。



新入時教育

### 職業指導

勤労の必要性を理解し、職業人としての自覚や自立心を育み、一般的な知識、態度等を習得するために、職業生活設計指導を実施しています。

また、職業に関する専門的知識・技能を身に付けるため、職業能力開発指導や資格取得講座等を実施しています。職業指導種目として、総合建設科建物設備コース、生活関連サービス科サービスコース、製品企画科クラフトコース、製品企画科アグリコース（1級）等があります。

#### 岡山少年院で受験できる各種資格等

危険物取扱者試験講座

ガス溶接技能講習

小型移動式クレーン運転技能講習

フォークリフト運転技能講習

玉掛け技能講習



アーク溶接（基本級・専門級）検定



フォークリフト運転技能講習



小型移動式クレーン運転技能講習

## 教科指導

義務教育指導のほか、社会生活に必要な基礎学力を身に付けさせるための補習教育指導も実施しています。



高等学校卒業程度認定試験（年2回）



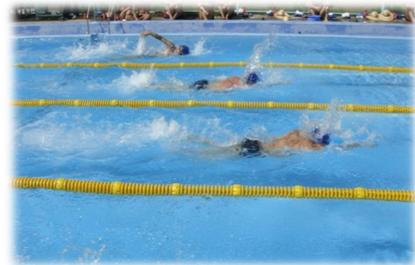
義務教育指導

## 体育指導

スポーツを通じて健全な心身の発達を促し、体力の向上を図る指導を実施しています。



剣道



水泳

## 特別活動指導

社会貢献活動、各種行事のほか、自主的な諸活動を実施しています。



成人式



少年の日

## 保護者に対する協力の求め等

職員による面接、少年院で実施する活動への参加、保護者会の開催等を通じて、円滑な社会復帰に必要な支援の調整等を図ります。



保護者ハンドブック

〔標準的な一日の生活〕

7:00 起床  
朝食・余暇時間  
9:00 朝礼  
課業（職業指導等）  
12:00 昼食・余暇時間  
13:00 課業（職業指導、体育等）  
運動  
17:00 夕食・余暇時間  
18:00 学習  
19:20 内省  
19:30 日記記入  
20:00 余暇時間（テレビ視聴等）  
21:00 就寝

〒701-0206

岡山市南区箕島2497

TEL 086-282-1128

（瀬戸中央自動車道早島インターから車で10分  
JR瀬戸大橋線備中箕島駅下車徒歩15分）

※ 表紙の写真は、当院のシンボル、庁舎前のメタセコイアの木です。